(2) 原子炉建屋に係るもの

(3) 圧力低減設備その他の安全設備（原子炉格納容器の気体調設備にあっては、原子炉格納容器バウンダリに係るものに限る。）に係るもの

(4) 原子炉格納施設の基本設計方針、適用基準又は適用規格の変更を伴うもの

2 加圧水型発電用原子炉施設に係るものの改造であって、次に掲げるもの

(1) 原子炉格納容器に係るもの

(2) 二次格納施設に係るもの

(3) 圧力低減設備その他の安全設備に係るもの

(4) 原子炉格納施設の基本設計方針、適用基準又は適用規格の変更を伴うもの

8 その他発電用原子炉の附属施設

(1) 非常用電源設備

改造であって、次に掲げるもの

(1) 常用電源設備との切換方法の変更を伴うもの

(2) ガスタービン（ガスタービンに附属する空気圧縮機（空気だめ若しくはガスだめの安全弁又は冷却塔若しくは冷却池に限る。）を除く。）に係るもの

(3) 内燃機関（機関若しくは過給機、調速装置若しくは非常用内燃機関に附属する冷却水設備、内燃機関に附属する空気圧縮機（空気だめ若しくはガスだめの安全弁又は冷却塔若しくは冷却池に限る。）を除く。）に係るもの

(4) 原子炉格納施設の基本設計方針、適用基準又は適用規格の変更を伴うもの

(2) 常用電源設備

1 発電機の設置

2 発電機の改造であって、次に掲げるもの

(1) 二十パーセント以上の電圧又は容量の変更を伴うもの

(2) 周波数の変更を伴うもの

3 量十万キロボルトアンペア以上の変圧器の設置

4 量十万キロボルトアンペア以上の変圧器の改造であって、次に掲げるもの

(1) 二十パーセント以上の電圧又は容量の変更を伴うもの

(2) 電圧調整装置を付加するもの

5 設備（電気事業法施行令（昭和四十年政令第二百六号）第九条第四号に規定する需要設備をいう。以下同じ。）と電気的に接続するためのものであって、電圧三十万ボルト以上のものの設置（ガス遮断器以外の遮断器に替え、ガス遮断器を設置する場合を除く。）

6 設備と電気的に接続するためのものであって、電圧三十万ボルト以上のものの改造であって、二十パーセント（ガス遮断器及び真空遮断器にあっては、三十パーセント）以上の遮断電流の変更を伴うもの

7 遮断機であって、周波数低下による事故の拡大を防止するために設置するもののうち電気事業法（電気事業法第二条第一項第九号に規定する電気事業をいう。）の用に供する電圧三十万ボルト以上のものの設置

8 改造であって、常用電源設備の基本設計方針、適用基準又は適用規格の変更を伴うもの

(3) 補助ボイラー

1 設置

2 改造であって、次に掲げるもの

(1) 最高使用圧力又は最高使用温度の変更を伴うもの

(2) 再熱器の最高使用圧力又は最高使用温度の変更を伴うもの

(3) 安全弁の能力の変更を伴うもの

1 電圧十七万ボルト以上であって、容量十万キロボルトアンペア以上の変圧器の設置（中欄に掲げるものを除く。）

2 電圧十七万ボルト以上であって、容量十万キロボルトアンペア以上の変圧器の改造（中欄に掲げるものを除く。）であって、次に掲げるもの

(1) 二十パーセント以上の電圧又は容量の変更を伴うもの

(2) 電圧調整装置を付加するもの

3 電圧十七万ボルト以上であって、容量十万キロボルトアンペア以上の変圧器の取替え

4 送電線引出口の遮断器（需要設備と電気的に接続するためのものであって、電圧十七万ボルト以上のものの設置（中欄に掲げるもの及びガス遮断器に替え、ガス遮断器を設置する場合を除く。）

5 送電線引出口の遮断器（需要設備と電気的に接続するためのものであって、電圧十七万ボルト以上のものの改造（中欄に掲げるものを除く。）のうち、二十パーセント（ガス遮断器及び真空遮断器にあっては、三十パーセント）以上の遮断電流の変更を伴うもの

6 他の者が設置する電気工作物（電気事業法第二条第一項第十六号に規定する電気工作物をいう。）と電気的に接続するための遮断器であって、電圧十七万ボルト以上のものの取替え